

# 警備業（建設工事現場等の交通 誘導業務）における安全対策

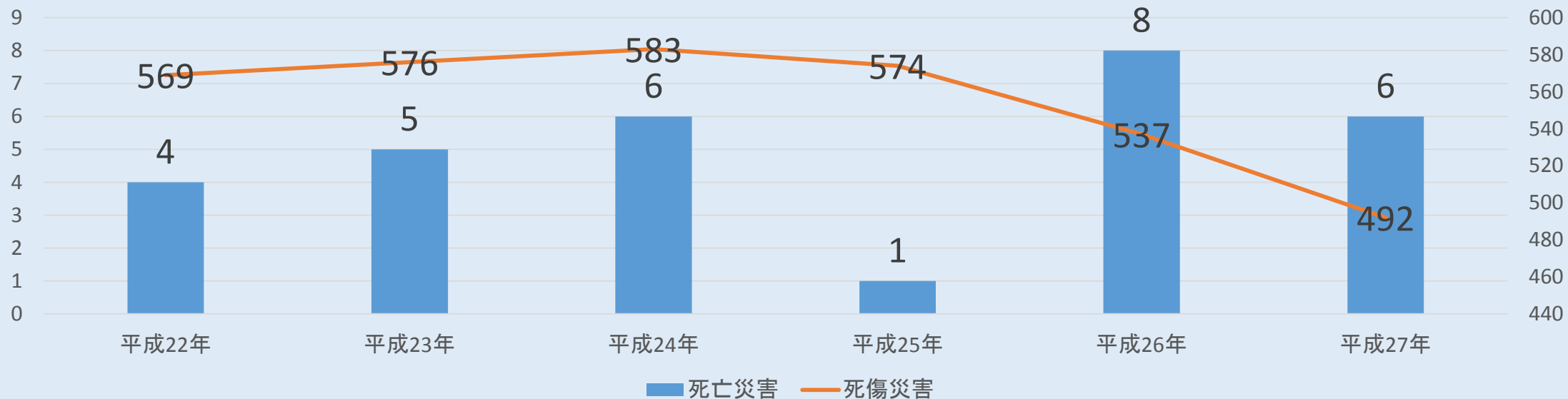
2016.7.21

愛媛労働局

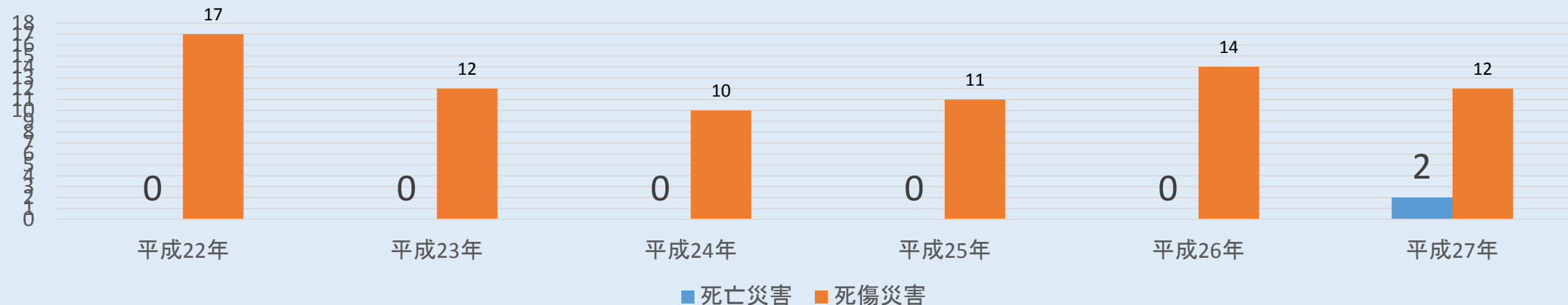
松山労働基準監督署

# 1 当署管内の労働災害の動向

## 全産業における労働災害の動向

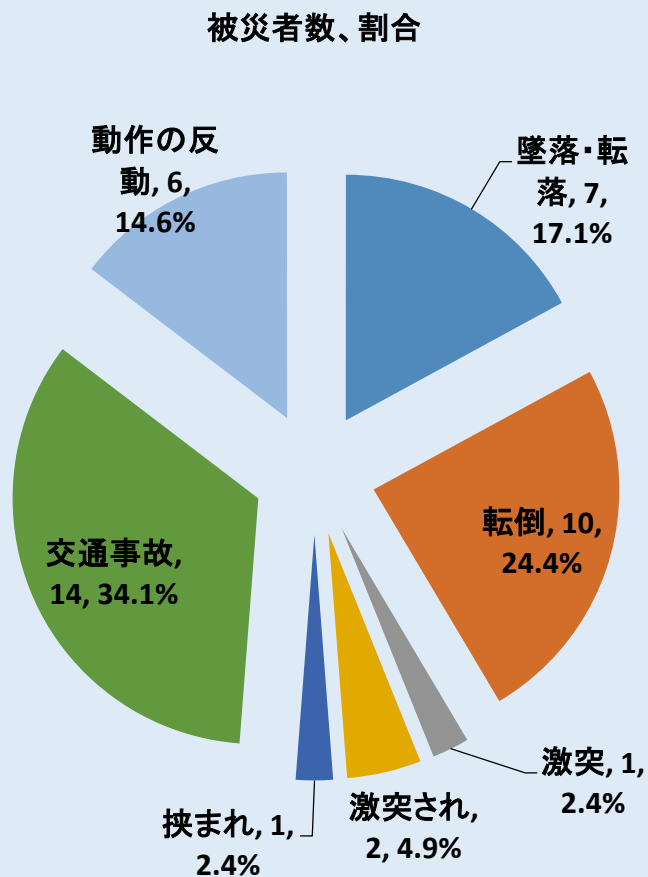


## 警備業における労働災害の動向

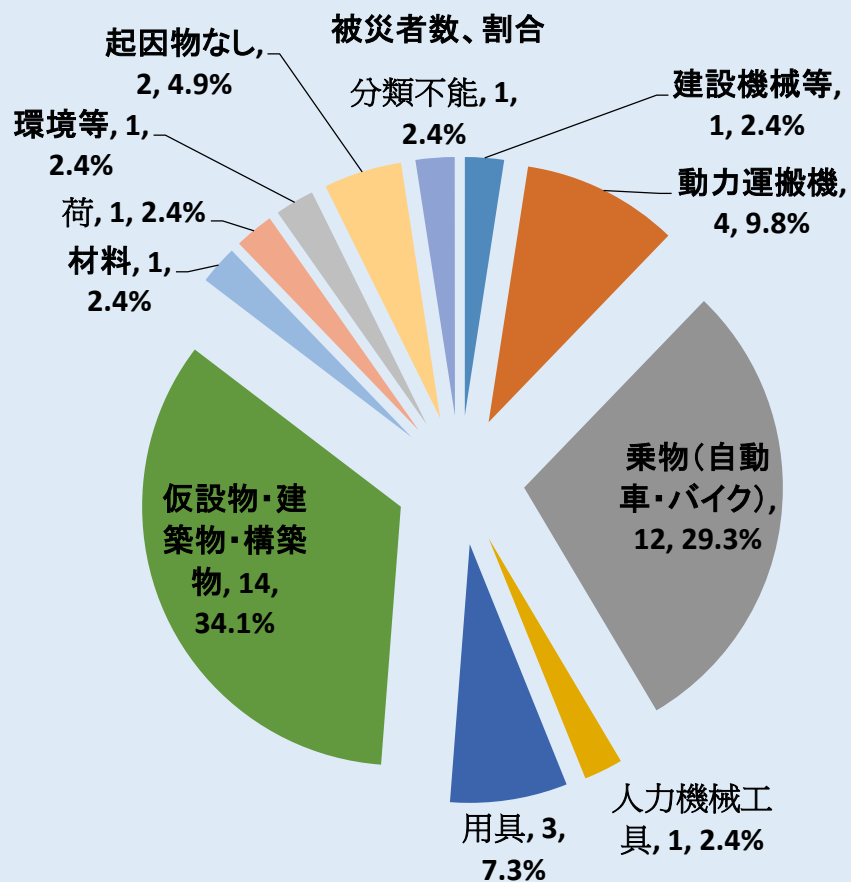


# H25～H28(6月末現在)に警備業で発生した労働災害の状況

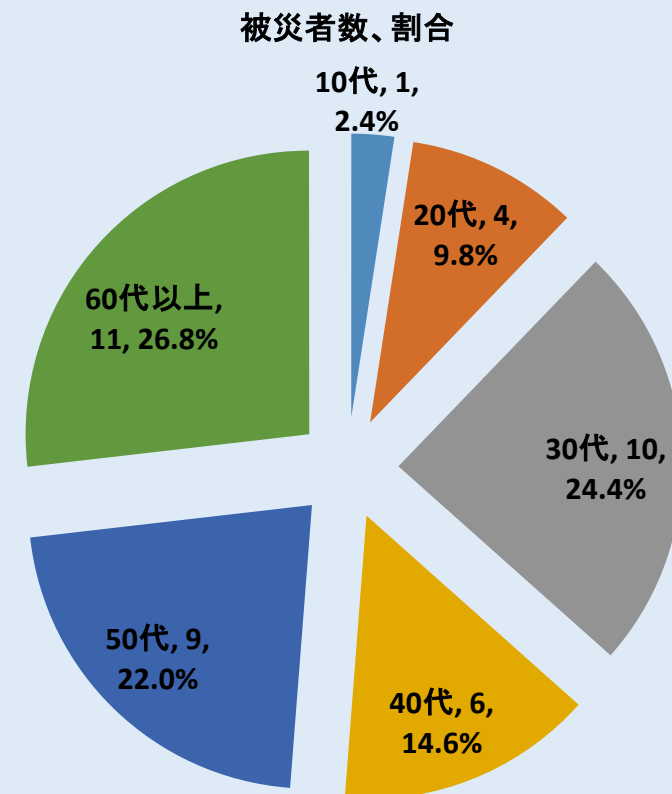
## 事故の型別発生状況



## 起因物別発生状況



## 年齢別発生状況



## 2 本年度に当署管内で発生した警備業務中における重大な労働災害事例

### 事例1

被災者は、工事関係車両及び通行人の交通誘導警備業務を行っていたもので、被災者は工事現場に背を向けた状態で、通行人の対応をしていたところ、右側方から移動してきた車両系建設機械（ドラグ・ショベル）の右のクローラに右足かかと付近を轢かれた。

### 事例2

被災者は、工事関係車両及び通行人の交通誘導警備業務を行っていたもので、被災者は作業場所を移動するために後退してきた工事用車両（ダンプトラック）と接触し、右後輪にて腰部を轢かれた。

### 3 災害事例における問題点（推測を含む）

#### 事例1

- ①車両系建設機械の運転者が運転席からの死角等により、近くに交通誘導警備員が居ることに気づかなかったこと。
- ②交通誘導警備員は誘導対象者の対応に気を取られ、近くで車両系建設機械が稼働していたにもかかわらず不意の移動に対する危険認識が低下していたこと。
- ③建設元請事業場における現場の工事用車両等の移動に関する管理に不備があったこと。

#### 事例2

- ①ダンプトラックの運転者が運転席からの死角等により、近くに交通誘導警備員が居ることに気づかなかったこと。
- ②交通誘導警備員はダンプトラックを停止させる合図等を明確に行うことなく、ダンプトラック等、工事用車両等が走行するおそれのある範囲内に立ち入った。
- ③建設元請事業場における現場の工事用車両等の移動に関する管理に不備があったこと。

#### ※共通点

- ・工事用車両等の運転席には死角があり、運転者は交通誘導警備員の位置が十分確認できていない状況で、交通誘導警備員等の誘導者の誘導なく工事用車両等の移動を開始している。
- ・交通誘導警備員は交通誘導業務を行うに際し、周囲の状況（作業状況及び工事用車両等の位置等）を十分確認せず、工事作業区域（危険区域）に立ち入っている。
- ・建設工事現場において、工事用車両等を移動させる場合、交通誘導警備員等の誘導者の誘導を必要とするか必要としないかが元請事業場の管理の下で明確化されていない。

## 4 交通誘導警備業務における労働災害防止上の問題点

- ① 工事現場での警備員の就業中における個々の作業行動等に対する指揮・監督が難しいこと。
- ② 交通誘導対象が、一般公衆（歩行者、自転車、バイク、自動車等）及び工事関係車両等、不特定多数に及ぶこと。
- ③ 交通誘導警備業務遂行のための警備員の意志（合図等）が、相手側に伝わりにくいこと。
- ④ 交通誘導警備業務を行う工事現場の状況が刻々と変化すること。
- ⑤ 雨、風等の自然環境の影響を受けたり、工事によっては夜間作業となり、周囲の状況が十分確認できない（周囲からも十分確認されない）状態での業務となることがあること。

## 5 問題点に対する対策

### ① 警備計画の作成とその周知を図る。

工事現場の警備業務について警備計画を作成し、従事する警備員に警備計画書、警備指令書等に基づき、工事の内容、警備業務の範囲等を十分に把握させる必要がある。

### ② 現場の状況把握と人間の行動心理について理解を深める。

警備対象が不特定多数となり自然環境の影響も受けることから、警備箇所全体の状況を把握する能力を高め、人間の行動心理等を念頭において業務を行う必要がある。

### ③ 警備員本人の危険回避能力の向上。

通常業務におけるリスク低減化対策を講じると共に、咄嗟の場合の危険回避のための対応力・適応力を高めておくこと。

## 6 警備計画の作成時及び工事開始前の注意事項

### ①適正人員の確保

交通誘導業務(警備)実施日の工事現場の作業延長及び工事の特性等を考慮し、適正な人数の警備員を確保すること。

### ②車両系建設機械、荷役運搬機械等を用いる場合の作業計画の周知

建設工事現場において、交通誘導業務を行わせる場合は、あらかじめ元請事業場に対し、車両系建設機械、荷役運搬機械等での作業に関する作業計画の提供を求め、警備計画書、警備指令書等において、交通誘導業務(警備)実施者に業務内容を周知すること。

### ③交通誘導業務(警備)を行う場合の誘導位置(立ち位置)の確認

元請事業場及び関係事業場との間で、誘導位置(立ち位置)について、事前に打ち合わせを実施すること。現場の状況の変化に応じて、必要の都度調整すること。

### ④合図を行う際の留意事項

元請事業場及び関係事業場との間で、合図の方法・動作等について、事前に打ち合わせを実施すること。

※建設工事現場において、工事関係車両等を移動させる場合、工事開始前に必ず誘導合図を必要とする場合と誘導合図を必要としない場合について打ち合わせを行い、双方がこれを遵守すること。



## 7 労働安全衛生法において選任が義務付けられている管理者等について

種別	要件、資格等	職務	選任義務のある事業場
総括安全衛生管理者	事業の実施を統括管理する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理者、衛生管理者の指揮</li> <li>・安全衛生事項の統括管理</li> </ul> <p>※ 統括管理する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者の危険又は健康障害防止</li> <li>・安全衛生教育の実施</li> <li>・健康診断の実施等</li> <li>・災害原因調査、再発防止等</li> </ul>	<p>【規模100人以上】 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業 (令第2条第1号の業種)</p> <p>【規模300人以上】 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業 (令第2条第2号の業種)</p> <p>【規模1000人以上】 その他の業種(上記以外) (令第2条第3号の業種)</p>

※令とは、労働安全衛生法施行令をいう。

種別	要件、資格等	職務	選任義務のある事業場
安全管理者	<p>実務経験＋研修の受講            ※ 実務経験は7年必要。            (学歴による短縮有り。大卒理系であれば2年等。)            ※ 研修は9時間(安全管理、自主的安全活動、安全教育、関係法令)            ※ 労働安全コンサルタントは研修不要。</p>	<p>安全に係る技術的事項を管理            ※ 管理事項(安全のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者の危険又は健康障害防止</li> <li>・安全衛生教育の実施</li> <li>・健康診断の実施等</li> <li>・災害原因調査、再発防止等</li> </ul>	<p>【規模50人以上】            林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業</p>
衛生管理者	<p>免許の取得            ※ 第1種及び第2種衛生管理者は、免許試験(国家資格)に合格することで免許取得。</p> <p>衛生工学は30時間以上の講習等修了で免許取得。</p> <p>※ 医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントはそのまま選任可能。</p>	<p>衛生に係る技術的事項を管理            ※ 管理事項(衛生のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者の危険又は健康障害防止</li> <li>・安全衛生教育の実施</li> <li>・健康診断の実施等</li> <li>・災害原因調査、再発防止等</li> </ul>	<p>【規模50人以上】※更に事業場規模に応じて複数人の選任等が必要となる。</p> <p>①農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業については、第1種衛生管理者若しくは衛生工学衛生管理者の資格を持った者又は医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント等による選任が必要</p> <p>②上記以外の業種については、上記の資格者の等ほか、第2種衛生管理者の資格を持った者から選任することができる</p>

種別	要件、資格等	職務	選任義務のある事業場
安全衛生推進者 (衛生推進者)	実務経験のみ ※ 実務経験は5年必要。 (学歴による短縮あり。大卒であれば1年等。) ※ 安衛推進者10(衛生推進者5)時間以上の講習を修了すれば要件を満たす。	安全衛生(衛生)に係る業務を担当 ※ 担当事項 ・労働者の危険又は健康障害防止 ・安全衛生教育の実施 ・健康診断の実施等 ・災害原因調査、再発防止等	【規模10人～49人】 (安全衛生推進者)安全管理者に同じ。  (衛生推進者)その他の業種(令第2条3号の業種)
安全推進者	平成26年3月28日基発0328第6号通達によるもの。	安全に係る業務	その他の業種(労働安全衛生法施行令第2条3号の業種)に該当する事業場で、かつ、規模10人以上の事業場
産業医	要件を満たす医師 ※ 労働者の健康管理等の研修を修了、労働衛生コンサルタントであること等が要件。	労働者の健康管理等 ※ 労働者の健康管理、健康診断及び面接指導等、作業環境の維持管理、作業管理、健康の保持増進、衛生教育、健康障害の調査、再発防止等	【規模50人以上】 すべての業種

**※詳しくは、別添資料(参考資料1～3等をご確認ください。)**

## 8 安全衛生管理の進め方

### PDCAサイクルの稼働

安全衛生管理は、体制を整えた上で計画(P:Plan)を立て、実施(D:Do)し、実施した結果を評価(C:Check)し、改善(A:Act)するという「PDCA サイクル」を、連続した一連の自主的活動として継続して実施することが求められる。未実施の場合は、できるものから取り組むことが大切である。

事業者による安全衛生方針の表明

事業者は、安全衛生方針を表明し、その方針を警備員等に周知

安全衛生管理体制の整備

管理監督者の安全衛生上の役割及び責任と権限を明確にし、安全衛生活動の推進体制を整備

安全衛生管理規程等の作成・整備

部門ごとに安全な作業方法等を策定

リスクアセスメント等の実施

リスクアセスメント等により潜在的な危険を除去

安全衛生計画の作成・推進

事業者の安全衛生方針、リスクアセスメント等の実施結果を踏まえ、安全衛生目標を設定し、目標を達成するための安全衛生計画を作成

自主的な安全衛生活動

危険予知(KY)、ツール・ボックス・ミーティング(TBM)、ヒヤリ・ハット活動等を実施

## 9 安全対策の手法・取組

### ①リスクアセスメントの実施

リスクアセスメントとは、作業現場にある危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害（健康障害を含む。）の重篤度（けがなどの程度）とその災害が発生する可能性を組み合わせ、リスクを見積り、そのリスクの除去、低減措置を検討し、リスクの大きさ等に基づいて対策の優先度を決めた上で対策を講じ、その結果を記録する一連の安全衛生管理手法である。

リスクアセスメントは、災害が発生する前に危険などを摘み取る労働災害防止のための予防的手段（先取り型）であり、従来までの自社で発生した（他社で発生した）労働災害から学び、労働災害発生後に行う事後対策（後追い型）とは異なる取り組みである。

しっかりと実施体制を整えて実施すること！

## ② KY活動の実施

人間は、つい「うっかり」や「ぼんやり」したり、横着して近道や省略行動をすることがある。

このような人間特性による誤った行動(ヒューマンエラー)と、設備面や管理面での不備が原因で事故・災害は発生する。

これをなくすには、作業環境を安全にすると同時に、ヒューマンエラーを防ぐための、「人」の面の対策が必要である。

この「人」の面での対策に有効な手法が「危険予知」(KY)である。

作業の前に、その作業に「どんな危険が潜んでいるか」みんなで話し合い、「ここが危ない」と危険予知(KY)する。そしてその「危ない」状況への対策を決め、即実行する。このような日々の危険予知活動は、ヒューマンエラー事故防止の決め手となる。

### ③ヒヤリ・ハット活動の実施

業務中に、誰しも「ひやっと」した、「はっと」した（その時は、たまたま災害には至らなかった。）ことがあると思われる。

誰かがそのような、体験をするということは、他の者が同じような体験をし、それが災害につながる可能性がある。

ヒヤリ・ハット活動は、そのような体験を書面化し、危険情報を共有化するものである。

ヒヤリ・ハット活動は、危険の芽を摘み取るためにも有益な活動である。

## ④安全衛生教育の実施

警備業法に定める教育事項のほか、安衛法上、安全衛生教育を実施しなければならない。

安全衛生教育は、法令に定めるところによって事業者が自ら実施するほか、全警協、県協会、労働災害防止団体等が行う教育を活用すること。

安全衛生教育の実施に際しては、次に掲げる事項を定めた教育計画書を作成するように努めること。

(1)教育対象      (2)教育実施の時期      (3)教育内容      (4)教育方法

※警備中における労働災害防止のため、警備開始前には必ず工事現場代理人等との交通誘導警備に係る打ち合わせを確実に実施のこと！



誰もが安心して健康に働くことのできる  
社会の実現を目指して

ご安全に！